

No.	⑥-4	R7 予算額	—
事業名	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について	府省庁名	中小企業庁
概要	賃上げ方針（雇用者給与等支給額が1.5%以上増加）を位置付けた先端設備等導入計画を作成し、自治体に提出の上認定を受けた場合、当該計画に基づき取得した設備に係る固定資産税を軽減することで、中小企業の生産性向上や賃上げに資する取組を支援。		
支援対象	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）	補助率	雇用者給与等支給額を1.5%以上とする賃上げ方針を位置付けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備に係る固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。 さらに、雇用者給与等支給額を3.0%以上とする賃上げ方針を位置付けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備については、当該設備に係る固定資産税の標準課税を5年間、1/4に軽減。
対象事業	<p>市町村より認定を受けた、賃上げ方針（雇用者給与等支給額が1.5%以上増加）が位置付けられた年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」に基づき新規取得する、投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された下記の設備。（※1）</p> <p>【減価償却資産の種類（最低取得価格）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置（160万円以上） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（※2）（60万円以上） <p>※1 市町村によって異なる場合あり</p> <p>※2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く</p> <p>（注）生産、販売活動等の用に直接供されること、中古資産でないことが要件となります。</p>		
支援内容	雇用者給与等支給額を1.5%以上とする賃上げ方針を位置付けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備に係る固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。さらに、雇用者給与等支給額を3.0%以上とする賃上げ方針を位置付けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備については、当該設備に係る固定資産税の標準課税を5年間、1/4に軽減。		
離島での実績			
備考	<p>○先端設備等導入計画の実績（令和6年9月末時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施自治体数：1,657自治体 ・設備投資の認定件数：14,919件（うち賃上げ方針が位置付けられたもの9,111件） ・見込まれる設備台数：62,548台（うち賃上げ方針が位置付けられたもの33,202台） ・見込まれる設備投資額：約7,539億円（うち賃上げ方針が位置付けられたもの4,785億円） 		
担当部署	中小企業庁経営支援部経営支援課		
連絡先	03-3501-1763		
参照HP	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html		

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の拡充及び延長

- 赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しするため、賃上げを行う企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長とともに、賃上げ率に応じて、軽減率を引き上げる。
- 具体的には、賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合は、3年間、課税標準を1/2に軽減する。賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は、5年間、課税標準を1/4に軽減する。

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

＜全体のスキーム＞

国
(基本方針の策定)

協議
↑ ↓ 同意

市町村
(導入促進基本計画の策定)

申請
↑ ↓ 認定

中小企業
(先端設備等導入計画の策定)

特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業			
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること			
対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件	
①機械及び装置 ②測定工具及び検査工具 ③器具備品 ④建物附属設備	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)		
	30万円以上			
	30万円以上			
	60万円以上			
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明※に関する記載あり →3年間、課税標準を1/2に軽減 ・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明※に関する記載あり →5年間、課税標準を1/4に軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。			
適用期限	2年間（令和9年3月31日（2026年度末）までに取得したもの）			